



新津商工会議所

No.297-1 2011年3月23日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121 FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

温かいご協力をお願いいたします。 東北地方太平洋沖地震義援金受付窓口設置

当所では東北地方太平洋沖地震による被災地の復旧を支援するため、下記に
よります。義援金について
1、義援金について
お振込口座：第四銀行 新津支店（普）1642445
名義（加）ニイツシヨウコウカイギシヨギエンキン
（漢）新津商工会議所東北地方太平洋沖地震義援金
第四銀行各店の窓口より電信扱いの振込依頼書にて送金下さい。
取扱手数料は無料（ATM除く）ですが他銀行の場合は手数料がかかります。
現金の場合：お手数ですが当所窓口までお越し下さい。
2、受付期間：平成23年4月30日まで
3、税法上の措置について
所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第37条
第4項第1号の規定に基づく損金として扱われます。

経費削減のお手伝い、地震見舞金制度・・・火災共済

商工会議所では割安な掛け捨ての火災共済を取り扱っております。
厳しい経済状況が続く昨今、経費削減のため是非ご利用ください。
地震見舞金などの特約もありますので、評価及び掛金見積等お気軽にお申し
付けください。



掛金が安く、ロードサービスも付いた 自動車共済

【特色】

自動車共済は全国組織で、事
故処理サービスが行き届いて
います。
他社の無事故割引（等級）は
継続して適用します。
掛金は、他社に比べ割安です。
経費の節約に役立ちます。

【お見積いたします】

新規、増車契約または他社満
期契約がありましたら、お気
軽にご相談ください。すぐ
にお見積いたします。

車検証のコピーを
ご用意下さい。



経営者の退職金 小規模企業共済 23年1月から「共同経営者」も加入できます！

制度の特色

節税しながら貯蓄しませんか！
事業をやめたとき 役員を退任したとき……このような場合、退職金として
受け取れます。
税制面で大きなメリットがあります
掛金は、全額所得控除
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
<掛金>掛金月額、1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べます。
加入後増減額ができます。
事業資金の貸付制度が利用できます。
一定の資格を有する方は納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられ
ます。
加入につきましては 新津商工会議所まで

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は取引先の突然の倒産時に
あなたを守る安心の共済制度です。

高3	200万円	の共済金の貸付けが受けられます。
最3	の貸付は、無担保・無保証人です。	
共3	の貸付は、要費用で実施する内容】	
掛3	積立限度額（現行）	8,000万円
掛3	積立限度額（現行）	800万円
掛8	積立限度額（現行）	20万円
償5	償還期間上限の円未満	5年
5	償還期間上限の円未満	6年
6	償還期間上限の円未満	7年
早5	加入時の申込金	申込金は不要
申5	加入時の申込金	申込金は不要

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題
について専門家が無料で相談に応じます。この機会を是非ご利用ください。
日時：4月14日（木）～4月15日（金） 9：00～16：00
会場：新津商工会議所 3階ホール
相談員：専門相談員
主な相談受付項目



- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に違反する事等
- ・雇入、解雇、退職、退職金等に関する事
- ・その他（労働、社会保険問題全般）



新津商工会議所

No.297-2 2011年3月23日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121 FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

平成23年度新潟市制度融資改正のお知らせ

市では、制度融資の改正を行いますので下記によりお知らせいたします。詳細については、「市報にいがた3月27日号」に掲載予定であります

1. 期間別貸付利率の新設について
 - (1) 一般融資等5制度について、新たに2段階の期間別貸付利率を設定する。
 - (2) 一経営支援特別融資を5年で、それ以外の4制度を3年で区分する。
 - (3) 短い期間の貸付利率を、現行から0.20%引き下げる。
 - (4) 平成23年度4月1日新規定融資実行分から適用する。

2. 取扱期間を延長する制度融資
 - (1) 融資名：新潟市経営支援特別融資、新潟市中小企業資金繰り円滑化借換

3. 経営支援特別融資の信用保証料補助割合の変更
 - (2) 取扱期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（1年間）

融資額	補助割合	拡充	補助割合
300万円以内	100%	→	100%
300万円超～1,000万円以内	75%		50%

平成23年3月31日融資実行分まで

平成23年4月1日
融資実行分から

4. 中小企業資金繰り円滑化借換融資の利用制限の撤廃
「1企業1回限り」の利用制限を、平成23年4月1日融資実行から再度設定します。（これにより利用実績のある方は利用できません）

5. 実施期日 平成23年4月1日

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

融資名	融資額	用途	期間	利率
セーネット貸付	4,800万円	運転 設備	8年以内 15年以内	1.75%～ 設備資金に関しては、融資実行後2年 間金利を0.5%引き下げとなります
教育資金貸付	1学生あたり 300万円	教育 資金	15年以内	2.75%
経営改善貸付	1,500万円	運転 設備	7年以内 10年以内	1.95%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00～)

4月5日(火)
日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00～)

4月12日(火)
相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

初回
無料

専門家によるアドバイス エキスパート・バンク利用のご案内

エキスパート・バンクとは、経営課題を抱えお悩みの小規模事業者等の要望に応じて、各分野のエキスパート(専門家)を直接事業所等に派遣し、技術改善、商品開発、経営管理など専門的・実践的な指導アドバイスにより、問題解決を図っていく事業です。

～制度の特色～

相談は無料です。エキスパートの謝金・旅費の負担はありません。

(ただし、2回目・3回目は謝金・旅費の一部をご負担いただきます。)

エキスパートが企業へ直接訪問し、指導します。

県内の小規模事業者が対象です。(従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造業・その他で20人以下の事業所です)

経験豊富な専門家を登録しています。

～相談事例～

店舗の改装、レイアウト・陳列を効果的にしたい。

社員の能力開発、教育訓練をしたい。(接遇マナー、電話対応など)

新商品の開発、既商品の改良をしたい。

インターネット上で商品を販売したい。

経営分析・商品管理の指導を受けてみたい。・・・などなど。

お問い合わせ 新津商工会議所 TEL:22-0121



ワンポイント知識 中小企業関係の主な料率

法令	項目	料率	適用時期
法人税	中小法人の所得、年800万円以下に対する軽減税率	15%	H23.4.1～H26.3.31
所得税	課税総所得金額 1,949,000円まで	5%	H19.1.1～
市・県民税	課税総所得金額 一律	10%	H19.6.1～
健康保険法	健康保険料 介護保険料	9.43% 1.51%	H23.3～(4月納付分から) H23.3～(4月納付分から)
厚生年金法	厚生年金保険料	16.058%	H22.9(10月納付分)～ H23.8(9月納付分)
国民年金法	国民年金保険料	15,020円	H23.4～H24.3
最低賃金	新潟県地域別最低賃金	681円	H22.10.21～